

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H1809301	作成日： R2.1.21		
補助金等の名称	四万十町自主防災組織活動事業補助金	所管課名	危機管理課
交付要綱等の名称	四万十町自主防災組織活動事業補助金交付要綱	担当係名	消防防災係
性質分類	(6) 災害対策型補助金	創設年度	平成18年度
事業の目的	町民自らが活動を行う自主防災組織の自主的な活動を支援し、災害に強いまちづくりを推進する。		
事業概要	自主防災組織が実施する防災訓練や学習会に要する経費及び防災資機材、備蓄品の整備など。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	補助の目的を達成するために必要な学習会開催経費、研修参加費、防災訓練経費、防災マップ等の作成費、事務経費、防災資機材及び備蓄品の整備費、防災倉庫及び避難所の整備費等。		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度 (- か年)		

補助事業者	町内の自主防災組織。
(交付先)	
選定方法	四万十町自主防災組織活動事業補助金交付決定者選定審査会規程による。
町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	第2次四万十町総合振興計画 施策目標 (19)安心・安全の確保「防災行政の推進」
	○	効果等の検証手法等	資機材の点検実績、防災訓練や防災学習会の実施率及び参加率によって、活動の促進を検証。
補助率又は金額	設定根拠	「均等割50,000円」 + 「世帯割300円×世帯数」の合算額	
		自主防災組織は自主財源を持たずに活動している為、本補助金のような行政支援がなければ活動の継続は難しい。	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	×	組織の規模（世帯数）に大きな差があり、一律の限度額を設けると不平等が生じるため。	
		補助対象経費	町歳出予算額
		国	県
		町債	基金
		その他	一般財源
本年度当初予算額(R1)	3454	3,454	3,454

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要があるため。
補助要件	×	特に必要ないと判断したため。
所得基準	×	組織に対しての補助であるため。
滞納条件	×	同上。
間接補助	×	
周知方法	○	自主防災組織連絡協議会の総会や各支部の総会等で補助制度を説明している。

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	A	地域が主体となって行う自主防災組織の活動に対する補助のため、公益性があると考え。			
有効性	B	有効な事業ではあるが、いつ来るか分からない災害に対する備えの性質が強いため、成果は見えづらい。			
妥当性	A	自己資金のない団体への補助であるため、妥当な補助率等であると判断する。			
公平性	A	四万十町自主防災組織活動事業補助金交付対象者選定審査会規程により公平に選定する。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
H22	補助対象限度額見直し
H25	補助対象事業、限度額等見直し
H27	補助金算定基準、対象経費区分、限度額等見直し
H30	補助金算定基準、限度額の見直し

今後の方向性	左	の	理	由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	「防災」という性質上、ここまで達成したら対応完了という訳にいかず、今後も追及し続ける必要がある。また、自主防災組織は各地域の自治会から派生した団体であり、自主財源に乏しい団体がほとんどであるため、町民の生命、財産を守るという観点から行政が可能な範囲内で支援し続ける必要がある。			

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有 無		根拠法令		
令和 2 年度～令和 4 年度（ 3 か年）	継続して実施する必要はあるが、定期的に効果及び必要性を検証するため。			

適用有無		
	「均等割50,000円」 + 「世帯割300円×世帯数」の合算額 + ハード整備分100%	
設定有無		
○	新たに創設するハード整備分については上限を500千円とする。	現行の補助制度では整備できない発電機や防災倉庫が一定整備できる金額。

直近の予算・決算状況確認		H30	H29	H28	H27
最終予算額		3,474	3,470	3,468	3,900
決算額		3,351	3,457	3,254	3,557

設定有無	
○	継続して実施する必要はあるが、3年後にその効果及び必要性を検証するため

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
B	独自財源を持たない組織の自主的な防災活動を支援するためには、100%の補助はやむを得ない。

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
	これまで「四万十町自主防災組織活動事業補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織の活動に対して支援を行ってきたが、補助金の算定基準が地域の世帯数に応じるものとなっており、世帯数が少ない組織の補助額は少額となり、救助活動や避難所生活に必要な資機材等も購入できない状況となっていた。今回、地域からの要望を受け、従来の補助制度では整備が不可能であった部分を強化するため、「活動強化事業分」を新たに創設し補助内容を充実させることで、住民意識や防災技術を向上させ、更なる地域の防災力の発展を図ることとした。

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： R0109601 作成日： R2.1.21

補助金等の名称	四万十町農漁村女性グループ研究会活動事業費補助金	所管課名	農林水産課
交付要綱等の名称	四万十町農漁村女性グループ研究会活動事業費補助金交付要綱	担当係名	農山村振興グループ
性質分類	(3) 団体運営・組織活動型補助金（支援型）	創設年度	合併以前
事業の目的	豊かで住みよい農漁村社会の実現及び地場産農産物等による食の供給基地としての機能拡充のため、女性ならではの視点による生産者と消費者等との交流の促進及び地域の伝統的な食文化の伝承並びに地域の生活改善及び活性化を図る。		
事業概要	郷土料理の伝承のための研修会や地域交流をはじめ、町内行事への協力参加、視察研修など。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	活動に要する報償費、旅費、需用費、役員費、使用料、賃借料、負担金その他町長が必要と認める経費。		
実施期間	平成 年度 ～ 令和 年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）		

補助事業者 (交付先)	高南地区農漁村女性グループ研究会
選定方法	
町の関与	

補助率の特例	適用有無	×	重点施策の位置付け	
補助率又は金額	設定根拠		効果等の検証手法等	
補助限度額	設定有無	○	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	補助対象経費	200	町歳出 予算額	100
			国	
			県	
			町債	
			基金	
			その他	
			一般財源	100

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要があるため。
補助要件	×	特に必要ないと考えたため。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対しての補助のため、必要ないと判断したため
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対しての補助であるため。

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	B	伝統料理の伝承、町内活動への協力参加は地域活性に繋がるため、一定の公益性があると考え。			
有効性	B	現在、ネットの普及などにより情報収集が容易となっているが、人から人へ伝承していくことにより町民間での繋がりも増え地域の活性化、集落を超えての交流につながると考える。			
妥当性	B	運営資金を賄える活動ではないため、目的を達成するために活動していくには50%補助はやむを得ない。			
公平性	B	特定の団体に対してのみの補助であるが、規約にて四万十町の女性グループを対象としているため、一定の公平性があると考え。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
	合併以前の旧窪川町時代から実施。補助対象となっていた黒石生活改善グループとサクランボ買いが平成22年度より統合し、高南地区農漁村女性グループ研究会が発足。それに伴い、農漁家女性の資質の向上、食文化の伝承並びに加工技術の向上、生産者と消費者等との交流を促進することを目的に高南地区農漁村女性グループ研究会への補助として実施し、現在に至る。

今後の方向性	左	の	理	由
(1) 廃止	大正・十和地域については合併を機に類似の団体への補助を廃止した経緯があるため、公平性の観点から廃止とする。			

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有無		根拠法令		
令和元年度～令和3年度				令和3年度末までを経過措置期間として廃止とするため。

適用有無	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
最終予算額	100	100	100	100	100
決算額	100	100	100	100	100

設定有無	○	令和3年度。	令和3年度末までを経過措置期間として廃止とするため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
D	現状1団体のみを対象とした補助となっているため見直す必要がある。

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H3100301 作成日： R2.1.21

補助金等の名称	四万十町農業用廃プラスチック類適正処理対策事業費補助金	所管課名	農林水産課
交付要綱等の名称	四万十町農業用廃プラスチック類適正処理対策事業費補助金交付要綱	担当係名	農業振興グループ
性質分類	(3) 団体運営・組織活動型補助金（支援型）	創設年度	平成30年度
事業の目的	農業用廃プラスチック類の適正な処理により、地域の自然環境に与える負荷の低減及び農村の公益的機能の維持増進を図る		
事業概要	高南地域農業用廃プラスチック類処理対策推進協議会が実施する、処理実施に係る経費の補助		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	廃プラスチック類集荷人件費、通信費、事務費等		
実施期間	平成 30 年度 ～ 令和 4 年度（ 4 か年）		

補助事業者	高南地域農業用廃プラスチック類処理対策推進協議会		
(交付先)	選定方法	上記団体のみに対しての補助	
	町の関与		

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
	×	効果等の検証手法等	
補助率又は金額		10分の10	
	設定根拠		
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	○	65,000円	
本年度当初予算額(R1)	補助対象経費	1450	
	町歳出予算額	65	
単位：千円			
		国	県
		町債	基金
		その他	一般財源
			65

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	○	令和4年度。定期的な見直しを図るため。
補助要件	×	特に要しない。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助であるため。

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	B	農業関連にて発生する産業廃棄物の適正な処分に資する。			
有効性	B	施設園芸を行う農家の処分費用の軽減を図れる。			
妥当性	B	農家の費用負担軽減により廃棄物の適正な処分の推進を図れる。			
公平性	B	施設園芸が盛んな地域において実施しており、その他の地域との負担面での均衡を図れる。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	* 制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
合併以前より定額補助として実施。個別の要綱に基づいた交付となっていなかったため、平成30年度からの補助金集中見直しを契機に個別の要綱を策定した。	

今後の方向性	左	の	理	由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	現状は対象事業を行う団体が他にいないため補助対象が限られるが、将来的に大正・十和地域において同様の団体が発足した際には補助対象に加えることができるよう見直したうえで継続する。			



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有無		根拠法令		

町内で組織された町内の廃プラスチック類の適正処理を行う他の団体についても補助対象とする。	現状は農業用廃プラスチック類の適正処理業務を担う団体が窪川地域の1団体のみだが、大正・十和地域において同様の団体が発足した際には補助対象に加えるものとする。

適用有無	
×	
1/2以内	
指針で定める補助率。	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		H30	H29	H28	H27
	最終予算額	65			
	決算額	65			

設定有無	

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	* 制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号：【仮】R01農02	作成日： R2.1.21		
補助金等の名称	J A 高知県大正支所園芸部会補助金	所管課名	大正地域振興課
交付要綱等の名称	四万十町農業振興事業補助金要綱	担当係名	ふるさと振興グループ
性質分類	(3) 団体運営・組織活動型補助金（支援型）	創設年度	合併以前
事業の目的	大正地域の農業生産基盤の整備拡充と農業生産物の生産力の増大を推進し地域の農業振興を図る。		
事業概要	農業協同組合、農事組合が行う事業。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	補助の目的を達成するために必要な旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料等の経費。		
実施期間	平成 年度 ～ 令和 年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）		
効果検証方法			

補助事業者	農業協同組合、農事組合
(交付先)	選定方法
	上記団体に対する補助
	町の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額	補助対象経費の2/3以内		
	設定根拠		
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	補助対象経費	町歳出予算額	単位：千円
		国	県
		町債	基金
		その他	一般財源
本年度当初予算額(R1)	300	200	200

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	○	情勢等を考慮する必要がある為
補助要件	×	特に必要ないと判断したため
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助であり、制度自体の広報の必要性はないため

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	C	対象は一定、制限されるが現状は必要と考える。			
有効性	B	技術の向上や販路拡大などの効果があり、有効性の観点では一定の効果がある。			
妥当性	B	情勢を鑑みた場合、補助は必要だと考える。			
公平性	C	対象の補助団体は制限されるが、必要と考える。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
	合併以前に幡多農協の園芸部会を対象として開始。

今後の方向性	左	の	理	由
(1) 廃止	町内農協の他支所については各部会を対象とした補助を行っていないため、公平性の観点から廃止とする。			



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有無		根拠法令		
令和2年度～令和3年度（2か年）				令和3年度末までを経過措置期間として廃止するため。

適用有無	
※変更なし	団体運営・組織活動型補助金（支援型）の補助金については1/2以内を上限とするが、制度廃止までの経過措置として従前の補助率を適用する。
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		H30	H29	H28	H27
	最終予算額	200	200	200	200
	決算額	200	200	200	200

設定有無	

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
D	窪川地域では部会単位での補助は行っていないため、公平性の観点から見直しを行う必要がある。

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号：【仮】R01に02

作成日：

補助金等の名称	四万十町イベント事業費補助金	所管課名	にぎわい創出課
交付要綱等の名称	四万十町イベント事業費補助金交付要綱	担当係名	交流促進係
性質分類		創設年度	平成18年度
事業の目的	地場産業及び文化の振興、町民相互の親睦、町外への情報発信、町内外の交流等。		
事業概要	実行委員会等イベント事業主催者が行うイベント開催事業に要する経費に対して補助する。		
国費・県支出金の状況	有無	○	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		地域再生法（地方創生推進交付金）
補助対象経費	補助目的の取り組みに対する報償費、需用費、食糧費（イベントを実施する上で町長が必要と認める経費に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他町長が必要と認める経費。		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度（ - か月）		

補助事業者	実行委員会等イベント事業主催者		
(交付先)	選定方法		
	町の関与		

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け						
		効果等の検証手法等						
補助率又は金額	設定根拠	100%以内						
		運営資金を事業で賄う仕組みを持った団体ではないため、最大100%の補助が必要。						
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）						
	×	予算の範囲内で交付するため。						
本年度当初予算額(R1)	補助対象経費	町歳出予算額	国	県	町債	基金	その他	一般財源
	14902	14,902	6,701			6,701		1,500

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	特に必要ないと判断したため。
補助要件	×	特に必要ないと判断したため。
所得基準		
滞納条件		
間接補助	×	
周知方法	×	特定のイベントに限定した補助であり、制度自体の広報の必要性はないため。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	広く町民が参加するイベントを対象としており公益性は高い。
有効性	B	継続して行っている3大祭りや花火大会等、町民が楽しみにしているイベントであるが、入込客数など成果の増加が難しい。
妥当性	B	運営資金を賄える活動ではないため、100%補助はやむを得ない。
公平性	B	町の三大祭りや花火大会等、町全域（窪川・大正・十和）を対象としたイベントを補助の対象としているため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左の理由
(2)見直し継続（整理統合含む）	町の三大祭り等のイベントは多くの町民から親しまれているものだが、実行委員会等の運営主体の収入のみで運営経費を賄うことが難しいため、開催にあたっては町の支援が必要である。また、これまで個別の要綱に基づいた交付となっていなかったため新たに要綱を定めたうえで補助を継続する。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
令和2年度～令和4年度（3か年）	3か年ごとに見直しを行うため。

町内の主要イベントである以下のイベントに限り補助対象とする。 ・窪川まつり ・金太郎夜市 ・台地まつり（同時開催の谷干城まつりを含む） ・米こめフェスタ ・四万十大正あゆまつり ・四万十川まつり ・よってこい四万十 ・西部地区産業祭 ・こいのぼり川渡し	補助対象となるイベント事業について具体的に定められていなかったが、公益性及び公平性の観点から町の三大祭り等の町内全域（窪川・大正・十和地域）を対象とした多くの町民が参加するイベントを補助対象とするため。
--	---

適用有無	まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた観光戦略の推進
○	イベント来場者数
設定有無	

直近の予算・決算状況確認

	H30	H29	H28	H27
最終予算額	13,820	10,018	13,618	10,698
決算額	13,792	9,990	13,426	10,651

設定有無	令和4年度。	効果の検証と見直しを行うため。
○		

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	-----------------------------------